

# 障害者権利条約の最前線

## 第7回 家族負担のない自立に向けた課題

### 第19条 自立した生活とインクルージョン



全国障害児者の暮らしの場を考える会 播本裕子

#### ●「家族介護はもう限界」でも 入所施設の定員は削減

毎年、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）の全国集会・中央行動では、家族が介護できなくなりショートステイ（短期入所）の場を転々としてつなぐ（ロングショート）状態になっているという訴えが相次いでいます。

福祉利用に契約制度が導入されて以降、利用する側が選んで決めるしくみに変わったけれど、使える社会資源は貧しいままです。「住み慣れた地域で住みつづける」ことを第一に掲げた入所施設からの「地域移行」政策が始まり、入所施設建設抑制と定員削減が続いています。地域生活を送ることは大切ですが、高齢で介護が困難となった家族との孤立した生活や（ロングショート）状態に陥ることは、ほんとうの意味での地域生活とは言えません。むしろ権利侵害です。

地域生活を推し進めるためには、障害者権利条約19条b項c項が謳っているように、地域社会から孤立しないよう地域支援サービスや社会資源の充実にとりくむことや、一般の人向けのサービスや資源が障害者にも対応できるようにするこ

とが先です。

#### ●特定の生活施設で生活する義務？

障害者の入所施設は、権利条約のめざすものに反するという意見があります。その理由として、第19条a項の公定訳「特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」という部分が紹介されます。

全国障害児者の暮らしの場を考える会（以下、考える会）では、「特定の生活施設」という訳語では、条約原文の "particular living arrangement" の真意を表現していないのではないかと考えました。日本障害フォーラム（JDF）による仮訳では、この部分を「特定の生活様式」と訳していますが、こちらのほうが適切と考えます。居住地を選択し、おおよびどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、「特定のライフスタイルを強要されない」ことが重要です。

#### ●障害のある人の生活で 大切にjohnny

2018年に考える会と障全協が実施した「障害児者をもつ家族の暮らしと健康の実態調査」（以下、調査）では、一人で一日以上留守番ができるという人は

数パーセントという結果が出ました。ほとんどの知的障害の人は、生活のなかでかなりの支援が必要です。

障害者の暮らしを考えると、「ひとり暮らし」というスタイルを到達目標とするのではなく、一日のなかにどんな生活があるのかという視点が大切です。仲間づくりや支え合いがあり、集団のなかで育ち合い、暮らしの主人公となっていく。それぞれに合った自立（自律）を考えることが重要でしょう。そのためには、多様な暮らしの場の保障と同時に適切な集団や専門性の高い支援体制を確保しながら、個人の尊厳を保てる暮らしの

質を保障する視点が欠かせません。

#### ●自立に向けた専門的支援

家族の状況にかかわらず、誰でも自立（自律）する権利があります。

自立（自律）をめざすためには、親とは別の、専門性を備えた職員が必要です。その専門性について、最近では個別対応に傾斜しがちで、支援内容の集団的検証がされなくなっています。支援の質を保ち向上させるためには、検証し合える職員集団が必要です。小規模な事業所の場合には、複数の施設をグループ化するなど、職員集団の確保が必要です。

#### ●地域に開かれた 入所機能をもつ拠点施設を

地域で暮らす障害者や家族の相談や緊急事態に対応でき、短期入所を受ける機能、常時見守りが必要な人の生涯を見通した入所機能、グループホームへの緊急時支援など、地域に開かれた高度な機能をもった「拠点施設」が一定エリアごとに必要です。

確かな拠点施設があれば、むしろ今よりも「地域移行」が進み、安心して入所施設以外の生活を送る人も増えると思います。（はりもと ゆうこ）

#### 障害者権利条約第19条

##### 自立した生活及び地域社会への包容（公定訳）

Living independently and being included in the community

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

(b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。

(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

※包容=inclusion [インクルージョン]